

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一燈園(以下、「法人」という。)定款第8条第1項の規定に基づき、法人の役員、評議員及び福祉サービス向上委員会委員などの報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、福祉サービス向上委員会委員(以下、「委員」という。)とは、第三者委員及び家族代表委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。

- 2 前項の場合において、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、実費弁償費に替えてその実費を支給する。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 法人の経營業務に携わる理事長及び常勤理事に対しては、別表2に定めるレンジ幅の中で、理事会の承認を得て年俸額を決定し、月ごとに年俸額を12分した額(以下、「年俸月割額」という。)を支給する。ただし、次項の規定により、年俸月割額は減額されることがあるものとする。

- 2 年俸月割額は、一月に20日以上勤務した場合に全額支給されるものとし、実際に勤務した日数が20日に満たない月においては、以下の計算式により支給すべき額を求めるものとする。

支給額=年俸月割額-{(20-実際に勤務した日数)÷20×年俸月割額}

- 3 理事が理事会出席以外で、また評議員が評議委員会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 前項の場合において、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、実費弁償費に替えてその実費と同額とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導し、または監査する業務に当たった場合は、別表5により、報酬及び実費弁償費を支給する。

- 2 前項の場合において、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、実費弁償費に替えてその実費と同額を支給する。

(福祉サービス向上委員会の報酬)

第6条 福祉サービス向上委員会委員が、当該委員会に出席したときは、別表3により実費弁償費を支給する。

- 2 前項の場合において、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、実費弁償費に替えてその実費と同額を支給する。

(旅費等の費用弁償)

第7条 役員、評議員及び委員が理事会、評議員会及び福祉サービス向上委員会以外の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、業務の主催者側によって費用弁償額相当額が支払われた場合にはこれを弁償しない。

- 2 旅費等の費用弁償額は、職員の旅費規程に準じて算定された交通費、宿泊料とする。
- 3 旅費等の費用弁償は、業務の都度支払う。ただし、連続して旅行した場合等には、月単位で支払うことができる。

(退任慰労金)

第8条 役員及び評議員等に対する退任慰労金を支払うことができる。慰労金を支払う対象者は理事(非常勤)・監事・評議員とし、以下の通り支払うことができる。

- (1) 在任期間10年未満につき 30,000円
 - (2) 在任期間20年未満につき 50,000円
 - (3) 在任期間20年以上につき 100,000円
- 2 在任期間の計算は、就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上は切り上げ未満の時は切り捨てるものとする。
 - 3 支払いの方法は、退任した時点において現金にて支給する。ただし、支給にあたり、法定の源泉税及び法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除するものとする。

(慶弔及び見舞金等)

第9条 役員等が、傷病により入院が1か月に及んだときは、別表6に定める見舞金を支給する。

- 2 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表6に定める災害見舞金を支給する。
- 3 役員等が死亡したときは、別表6の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際し献花及び弔電を供えることができる。
- 4 役員等の親族等が死亡したときは、別表6の定めにより香華料を支給するほか、葬儀に際し献花及び弔電を供えることができる。

(改 正)

第 10 条 この規程を改正については、理事会・評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 7 日より執行する。

別表1 (第3条関係)

<理事会・評議員会出席報酬>

区 分	報 酬	実費弁償費	合 計
理 事	5,000	5,000	10,000
監 事	5,000	5,000	10,000
評議員	5,000	5,000	10,000

別表3 (第6条関係)

<福祉サービス向上委員会>

区 分	報 酬	実費弁償費	合 計
第三者委員		5,000	5,000
家族代表委員		5,000	5,000

別表4 (第4条3項関係)

<法人のための特別な業務・行事等>

区 分	報 酬	実費弁償費	合 計
理 事	5,000	5,000	10,000
評議員	5,000	5,000	10,000

別表5 (第5条関係)

<監事監査指導報酬等>

区 分	報 酬	実費弁償費	合 計
監 事	25,000	5,000	30,000

別表6 (第9条関係)

<弔慰金>

対象者	支給基準額	対象者	支給基準額	摘 要
理事長	100,000	配偶者・子	20,000	献花・弔電
常務理事	50,000	上記以外2親等	10,000	
その他役員等	30,000			

<見舞金>

(傷病見舞金) 1・私傷病見舞金 10,000円
 2・業務上の傷病による見舞金 30,000円

(災害見舞金) 被害の程度により
 10,000円以上50,000円以内

役員等報酬表

別表2(第4条関係)

号俸年	年 収 額	号俸年	年 収 額
1	8,000,000	21	14,000,000
2	8,000,000	22	14,000,000
3	8,000,000	23	14,000,000
4	8,300,000	24	14,000,000
5	8,300,000	25	14,000,000
6	8,800,000	26	16,500,000
7	8,800,000	27	16,500,000
8	8,800,000	28	16,500,000
9	9,500,000	29	16,500,000
10	9,500,000	30	16,500,000
11	9,500,000	31	19,000,000
12	10,500,000	32	19,000,000
13	10,500,000	33	19,000,000
14	10,500,000	34	19,000,000
15	10,500,000	35	19,000,000
16	12,000,000	36	22,000,000
17	12,000,000	37	22,000,000
18	12,000,000	38	22,000,000
19	12,000,000	39	22,000,000
20	12,000,000	40	22,000,000

上記、号俸表に以下の条件を添える。

- (1) 号俸欄は年数をいう。
- (2) 俸給額は役員となる前の勤続年数の5分の1(端数切り上げ)を号俸数に加算し、合計年数を示す欄を支給額とする。
- (3) 尚、手当を下表のとおり別途支給する。

<別途手当>

役 職 名	年 額	月 額
理 事 長	2,000,000	170,000 (途中就任の場合)
常務理事	1,200,000	100,000

- (4) 勤続経験のない常勤役員は6,000,000円を初任俸給とする。